

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>については、第2の2の(1)の⑰を準用する。</u></p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費 ①～⑨ (略) <u>⑩ 入所報酬告示第2の8の福祉・介護職員等特定処遇改善加算</u> <u>については、第2の2の(1)の⑰を準用する。</u></p> <p>第4 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項 1～4 (略) 5 特定事業所加算の取扱いについて (1)・(2) (略) (3) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針 厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。 ①・② (略) ③ 特定事業所加算（Ⅲ）について 厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(3)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1</p>	<p>(2) 医療型障害児入所施設給付費 ①～⑨ (略) (新設)</p> <p>第4 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項 1～4 (略) 5 特定事業所加算の取扱いについて (1)・(2) (略) (3) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針 厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。 ①・② (略) ③ 特定事業所加算（Ⅲ）について 厚生労働大臣が定める基準第2号ハの(3)については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1</p>